

この重要事項説明書は、ご契約に関する重要事項を記載したものです。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の大学生協にお問い合わせください。なお、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、ホームページに掲載する「ご契約のしおり」を必ずご確認ください(契約発効後に冊子の送付をご希望の場合は、ご加入の大学生協にお問い合わせください)。

「ご契約のしおり」および共済事業規約・細則

<https://kyosai.univcoop.or.jp/guidance/outline.html>



I 契約概要

ご契約に際し、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1. 商品のしくみ

①特徴

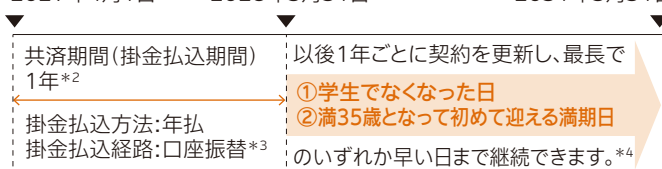
- CO・OP学生総合共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、当会)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、大学生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。
- 学生向けの保障(以下、G1200コース等)と、卒業時にご案内する新社会人コース(以下、B1200コース)の契約では、学生総合共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。
- ※共済事業規約・細則および共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます(冒頭の二次元コードを参照)。
- ※B1200コースの満期時にお手続きがされない場合、《たすけあい》告知緩やか1000円コースに自動移行します。《たすけあい》の契約は、ご加入の生協によってはその生協が加盟する連合会と当会の共同引受となります。

②保障期間等

- 共済期間は1年ですが、解約等のお申し出がない限り、学生でなくなった日または満35歳の満期日*1のいずれか早い日まで自動的に契約を更新します。
- G1200コース等について、卒業や退学等により学生でなくなった場合は、共済期間の途中でであっても、学生でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって契約は解約となります。
- 共済期間の途中で契約を解約する際、未経過掛金がある場合は、契約解約(保障終了)時に掛金振替口座に返金します。
- *1 B1200コースの場合、満30歳の満期日。

【2027年4月1日発効契約の例(卒業予定年月:2031年3月)】

発効日 2027年4月1日 満期日 2028年3月31日 保障終了日 2031年3月31日



*2 発効日が月の1日でない場合は、発効応当日(発効日の1年後にあたる日)の属する月の末日が満期日となります。(例:発効日が4月6日の場合、満期日は4月30日)

*3 掛金の払込経路は、口座振替、現金払、払込票またはクレジットカード払のいずれかとなります。ただし、ご加入の大学生協が取り扱う方法に限りします。

*4 B1200コースの場合、満30歳となって初めて迎える満期日まで継続できます。

※掛金額、保障内容については「保障表」、満期時の手続き、満期金、解約返戻金等については「契約意向確認書」をご覧ください。

③契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができるのは、次の範囲の方に限ります。*5

契約者	大学生協(B1200コースは地域生協)の組合員または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のア～ウをすべて満たす方 ア.学生である方*6*7 イ.契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のいずれかの方 ウ.満34歳以下の方*8

*5 B1200コースへの申し込みは、G1200コース等からの更新または更改に限りします。

*6 B1200コースの場合、この要件は不要です。

*7 G1200コース等に申し込みができるのは、卒業予定年月の前月末日までです。

*8 B1200コースの場合、満29歳以下の方。

④加入限度

1人の被共済者につき1契約のみ加入できます。

※(発効時年齢が満14歳以下の方のみ)学生総合共済と他のCO・OP共済の契約を合わせて、死亡共済金(事故死亡共済金を含みます)1,000万円まで加入できます。

⑤割戻金

決算後に剰余が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法(ご加入の生協の組合員出資金への振り替え等)にてお支払いします。

※出資金への振り替えとは、ご加入の生協の出資金として割り当てさせていただきます。出資金は卒業時(または退学時)にお返しします。

⑥解約返戻金

契約が解約、解除、消滅により終了した場合、未経過共済期間に対応する掛金が払い込まれているときは、解約返戻金としてお戻しします。ただし、1か月に満たない未経過共済期間に対する解約返戻金はありません。

2. 共済金の受取人

①共済金の受取人は契約者*9です。

②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

第1順位: ① 契約者の配偶者 第2順位以下: 次の ②～⑤の順

契約者と	同居している	② 契約者の親族 ③ 契約者の配偶者の親族
	同居していない	④ 契約者の親族 ⑤ 契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。

③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

*9 契約者の意思が確認できない状態となったときに共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

II 注意喚起情報

ご契約に際し、特にご注意いただきたい事項や不利益になる事項を記載しています。

1. 契約申込の撤回(クーリング・オフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面または電磁的記録により申し込みを撤回できます。

※電磁的記録による場合は、ホームページの受付フォームより申し出ください。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知したことはなりませんのでご注意ください。

3. 契約の成立と発効および保障の開始

当会が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が払い込まれた場合、契約は発効日に成立したものとみなし、加入コースおよび申し込みの種類ごとに次のとおり効力が発生します。

【G1200コース等】

新規の申し込み*1	申込日の翌日または学生に該当した日のいずれか遅い日の午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
更改(保障内容等の変更)の申し込み	更改前契約の解約日(更改後契約の初回掛金の払込日を解約日とします)の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。

【B1200コース】

学校の卒業に伴うG1200コース等からの申し込み	G1200コース等の保障終了日(卒業予定年月の末日を保障終了日とします)の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
--------------------------	---

*1 新規の申し込みについて、申込日から3か月以内に初回掛金が払い込まれない場合、契約の申し込みはなかったものとして取り扱います。

※契約者の了承を得て、申込日の翌日以降の任意の日を発効日とする場合があります。

4. 更新契約(2年目以降)の掛金の払込猶予期間

掛金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。更新契約の掛金は、契約の更新日の前日までに払い込んでください。更新日の前日までに払い込みのご都合がつかない場合のために、3か月の払込猶予期間を設けています。

払込猶予期間中に払い込みがない場合、契約は失効します。

5. 共済金をお支払いしない主な場合

各共済金・各コースでお支払いしない場合が異なります。詳細はホームページの「ご契約のしおり」をご確認ください(冒頭の二次元コードを参照)。

① 共済事由(お支払いする場合)に該当しないとき

共済事業細則に定める「入院」「通院」の定義にあたりない入院および通院／共済事業規約に定める支払対象手術に該当しない手術／不慮の事故(急激かつ偶然な外因による事故)によらない通院／平常の生活または業務に支障のない程度に治癒したとき以後の通院／発効日の前日以前に発生した不慮の事故による入院・通院・手術 等

② 共済事由の発生が次のような免責事由(お支払いしない場合)を原因とするとき

発効日の前日以前に罹患していた病気を原因として、発効日から1年以内に発生した共済事由の場合／契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失／被共済者による犯罪行為／無資格運転または酒気帯び運転／精神障害または泥酔・薬物依存／他覚症状のないむちうち症・腰痛・背痛／被共済者の病気に起因して生じた事故による共済事由の場合／被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)に伴う原因による場合／違法薬物による場合／指定職業*2の就業に伴う原因による場合 等

*2 格闘家・軽業師等、テストドライバー等、競馬・競輪等の職業競技者、海外派遣中の国際平和協力隊員等を指します。

③ 次のいずれかにより契約が終了した場合

- 告知された内容が事実と相違し、告知義務違反により契約が解除となった場合
- 次のような重大事由により契約が解除となった場合
故意に共済事由を発生させた場合／共済金請求の際に詐欺を行った場合／他の共済、保険等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、当会の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 等
- 掛金の払い込みがなされず、契約が失効した場合
- 契約が無効となった場合
発効日(更新日)において契約者または被共済者の範囲外であった場合／学生総合共済を複数契約していた場合(発効日の最も早い契約を残し他の契約は無効となります) 等
- 契約の申し込みにあたり、詐欺または強迫の行為があり、契約が取消しとなった場合

6. 解約と解約返戻金

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。また、卒業や退学等で学生でなくなった場合、学生でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって、契約は解約となります。解約返戻金がある場合は、解約返戻金をお戻しします。

7. 契約の自動更新

共済期間は1年ですが、満期日の翌日(更新日)において被共済者が学生かつ満34歳以下*3であり、特にお申し出がない場合は、自動的に契約を更新します。なお、更新日における学生総合共済事業規約・細則の内容が契約内容となります(更新により契約内容が変更となる場合があります)。

*3 B1200コースの場合、被共済者が満29歳以下。

8. その他ご注意いただきたいこと

- ① 重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者住所または契約者が指定する送付先(扶養者または親の住所)の変更がある場合は、必ずご加入の大学生協にご連絡ください。

- ② 結婚や独立等により、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場合、契約継続のためには手続きが必要となります。
- ③ 契約の更新が不適当と認められる場合、契約は更新できません。
- ④ 契約が解除または取消しとなった場合、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
- ⑤ 入院・通院期間中に契約を変更し、共済金額に増減がある場合、変更後の入院・通院期間については、変更前と変更後のいずれか少ない共済金額でお支払いします。
- ⑥ 加入コースまたは加入商品を変更した場合でも、1回の入院・通院の支払限度日数は、変更前の契約における入院・通院の日数を通算します。
- ⑦ G1200コース等にご加入後、卒業や退学等により被共済者の範囲外となる場合は、必ずご加入の大学生協にご連絡ください。

個人情報取り扱いについて

<利用目的>

皆様からご提供いただいた個人情報を以下の目的で利用させていただきます。

- ① 各種共済契約のお引き受け、維持管理、共済金のお支払
- ② CO・OP共済商品・サービスのご案内・提供
- ③ ご加入の生協の共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスのご案内・提供
- ④ 業務品質向上のための取組み
- ⑤ 弊会が契約者となる団体保険のご案内や契約手続き
- ⑥ 会員生協の構成員である組合員の生活の共済を図る事業、生活の改善および文化の向上を図る企画などについての調査、推進、ご案内など
- ⑦ 弊会が関係する共済・保険事業、生活協同組合の事業・サービスに関する調査、イベントのご案内など
- ⑧ その他共同利用者が実施する事業の運営や各種商品、各種サービスのご案内・提供
- ⑨ 弊会ウェブサイトに入力いただいた個人情報や、ウェブサイトの閲覧履歴やアクセス状況の情報等の分析に基づく、サイト利用者の関心に応じた各種共済商品・サービスに関する広告等および弊会ウェブサイトのサービス改善等
- ⑩ その他、上記に関連・付随する業務、並びにお取引等を適切かつ円滑に履行するための業務

<第三者への提供>

個人情報保護法に定める場合に加えて、ご本人が同意されている次の場合に個人データを第三者に提供することがあります。

- ① 再保険のために再保険会社に提供する場合
- ② 学生生活の支援のために、加入者が所属する大学に、弊会が保有するCO・OP共済等の加入状況・共済金の支払い状況等を大学生協を経由して提供する場合
- ③ 次の親族等から共済契約の照会を受け回答のために提供する場合
 - ・契約者の配偶者または同居の2親等以内の親族
 - ・被共済者またはその配偶者
 - ・学生総合共済の指定送付先として登録された方またはその配偶者

<共同利用>

弊会の会員生協および子会社、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、個人データを共同利用することがあります。

詳細は弊会のホームページをご覧ください。

日本コープ共済生活協同組合連合会

<https://coopkyosai.coop/>